

区域外就学許可基準

* すべての区分において、就学可能な学校への通学に支障がないことを条件とする。

区分	理由	就学可能な学校	対象学年	許可期間	必要書類
転入予定	家屋の新改築等又は借家等への入居による那覇市への転入予定（おおむね6か月以内）の場合	転入予定の住所が属する通学区域の学校	全学年	予定日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 (続柄が記載されているもの) ・建築請負契約書等の写し ・誓約書
転校延期	学年途中で那覇市から転出した場合	在学している学校	小学校1～6年 (学年末休業日は進級したとみなす。)	学年終了まで	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書又は住民票謄本 (続柄が記載されているもの)
			中学校全学年	卒業まで	